

# 令和8年度 こども未来部 運営方針

## 1 組織目標

### (1) こどもが豊かで幸せに育つよう、「こどもまんなか」な対話を促進します。

春日井市こどもの権利条例（令和8年4月1日施行）に基づき、大人、こども、保護者、学校等関係者、地域住民等、事業者、市がそれぞれの役割を果たせるようにします。条例の内容や、それを実践するためのこどもの主体性を尊重したコミュニケーション（「こどもまんなか」な対話）の重要性について、職員一人ひとりが適切に理解して企画立案・相談対応・保育等に活かすとともに、各主体に必要な周知・啓発・助言等を行います。

### (2) こどもの成長を支え、可能性を広げるための「春日井こどもまんなかネットワーク」を構築します。

人材や財源に限りがあるなか、市内のどこに住んでいても安心して子育てができるまちであり続けるため、こどもをまんなかにか考えた質の高い保育や子育て支援を官民協働で効果的・効率的に提供する「春日井こどもまんなかネットワーク」を構築します。保育園・認定こども園・幼稚園・放課後児童クラブ・児童館・こども食堂・こども家庭センター・さんさんルームなど、多様な「居場所」・相談場所について、ニーズに応じた適正な確保や質の向上を図るとともに、相互の連携を強化します。

## 2 重点施策・重点事業

### (1) まち全体で「こどもの権利」を守る環境づくり

こどもたちが健やかに、幸せに成長できるよう、また、大人もこどもも条例の理念や意義等を理解し、その役割を果たせるよう、様々な機会を通じて周知・啓発に取り組みます。

- ① こどもの権利と対話の重要性の周知・啓発

### (2) 妊娠期から子育て期にわたる包括的な支援体制の充実

こどもたちの発達状況に応じた最善の利益を図ることができるよう、新たに「春日井こどもまんなかネットワーク」を構築します。その専門的な相談支援の拠点の1つとなるこども家庭センターは、支援を実施する全ての妊産婦、こども及び子育て世帯との対話を大切にし、多機関との連携を強化しながら市に求められる役割を適切に果たします。

- ① 「春日井こどもまんなかネットワーク」構築に向けた検討
- ② こども家庭センターを中心とした市民に寄り添った支援の実施
- ③ 妊娠期から乳幼児期の家庭への支援の充実
- ④ ヤングケアラー実態調査の充実

### **(3) 乳幼児の居場所の充実**

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境の整備を図るため、待機児童ゼロの継続を目指します。また、家庭で保育されている3歳未満のこどもにも、保護者以外の大人や年の近いこどもと触れ合うことで多面的に成長する機会を提供します。

- ① 「春日井こどもまんなかネットワーク」構想に基づく公立保育園の適正配置の検討
- ② 待機児童ゼロの継続
- ③ こども誰でも通園制度の本格実施

### **(4) 放課後等における児童の居場所の充実**

小学校の放課後や長期休業期間中に、こどもが安心して自分らしく過ごすことができ、仲間と交流できるよう、家庭や学校以外の居場所づくりを進めます。

- ① 子どもの家の受入れ拡大